

## 地域密着型サービス運営委員会について

### 1. 地域密着型サービスについて

#### (1) 地域密着型サービスとは

「地域密着型サービス」とは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される次の介護サービスです。

名 称	概 要	市内 指定事業者数 (R4. 4. 6 現在)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応により、ホームヘルパーや看護師等が居宅を訪問して行う介護サービス	0
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが居宅を訪問して行う介護サービス	0
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が通所介護施設で受ける入浴や排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練	3 (定員 33 名)
小規模多機能型居宅介護	サービス拠点への通いを中心に、居宅への訪問や泊まりを組み合わせて提供される介護サービス	4 (登録定員 116 名)
看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービスを提供する介護サービス	1 (登録定員 29 名)
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が共同生活をするグループホームへ入居し提供される介護サービス	1 1 (定員 153 名)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の有料老人ホーム等に入居している方がその施設内で受ける介護サービス (定員 29 人以下)	1 (定員 29 人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模 (29 名以下) な特別養護老人ホームへ入所している方がその施設内で受ける介護サービス	4 (定員 101 名)
地域密着型通所介護	小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられるサービス	1 5 (定員 211 名)

## (2) 地域密着型サービスの特徴等

- (1) 地域密着型サービスは、原則としてその市町村の被保険者のみがサービス利用が可能であり、指定・指導監督の権限は保険者である市町村が有しています。(ただし、事業所所在市町村長の同意があれば、複数の市町村の指定により隣接市町村などの被保険者のサービス利用も可能となります。)
- (2) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、市町村の介護保険事業計画で定めた必要整備量を超える場合、市町村は指定の拒否ができます。
- (3) 地域の実情に応じた弾力的な指定基準の設定や国が定める基準を限度に市町村独自の介護報酬の設定も可能であり、公平・公正の観点から地域住民等が関与するしくみとなっています。

## 2 地域密着型サービス運営委員会の役割について

地域密着型サービス運営委員会は、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために市町村ごとに設置されるもので、次の事項について協議し、市長に意見を述べることをその役割としています。

- 地域密着型サービス事業所の指定の可否に関すること。
- 厚生労働省が定める報酬及び基準を踏まえ、地域の実情に応じて設定する基準及び独自の介護報酬の設定に関すること。
- 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。